

地域社会雇用創造事業交付金交付要綱

(通則)

第1条 地域社会雇用創造事業交付金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。)の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この交付金は、明日の安心と成長のための緊急経済対策の一環として、NPO、地域公共団体等に設置する社会的企業支援基金の造成に必要な経費を交付し、当該基金を活用して、社会的企業の創業及び人材創出を支援する等の事業を行うことにより、地域社会における事業と雇用を加速的に創造することを目的とする。

(交付先)

第3条 この交付金は、内閣総理大臣(以下「大臣」という。)が、NPO、地方公共団体等(以下「事業者」という。)に対し、その申請に基づいて交付する。

(交付の対象)

第4条 この交付金は、前条の事業者が、内閣府が別途定める「地域社会雇用創造事業実施要領」(以下「実施要領」という。)に定める事業(以下「本事業」という。)を実施するための社会的企業支援基金(以下「基金」という。)を造成する事業(以下「交付対象事業」という。)を交付の対象とする。

(交付額)

第5条 この交付金の交付額は、本事業を実施するために必要な経費のうち、予算の範囲内で、提案事業の内容、目標支援件数等を勘案して大臣が決定する。

(申請手続)

第6条 この交付金の申請は、交付申請書(様式第1号)を別途定める日までに大臣に提出して行うものとする。

(変更申請手続)

第7条 この交付金の交付の決定を受けた後の事情の変更により申請の内容を変更して交付対象事業を行う場合には、変更交付申請書(様式第2号)を速やかに大臣に提出して行うものとする。

(交付の決定までの標準的期間及び通知)

第8条 大臣は、交付申請書(変更交付申請書を含む。)が到達した日から起算して原則として1月以内にその内容を審査の上、交付の決定(変更の決定を含む。)を行い、交付決定通知書(様式第3号)により事業者に通知するものとする。

(交付の条件)

第9条 この交付金の交付決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 本事業を中止し、又は廃止する場合には、大臣の承認を受けなければならない。
- (2) 本事業が予定期間内に完了しない場合又は本事業の遂行が困難となった場合には、

速やかに大臣に報告して、その指示を受けなければならない。

- (3) 本事業が適正かつ円滑に実施されるよう事業の対象者を十分に指導監督しなければならない。
- (4) 本事業の遂行及び支出状況について大臣に定期報告（9月末日及び3月末日時点）を行わなければならない。
- (5) 本事業の遂行及び支出状況について大臣から報告を求められた場合には、速やかにその状況についての報告を記載した書面を作成し、大臣に提出しなければならない。
- (6) 交付対象事業に係る予算と決算との関係を明らかにした調書（様式第4号）を作成し、これを交付対象事業の完了した日（交付対象事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- (7) 基金を解散する場合には、解散するときに保有する基金の残余额を大臣に報告し、その指示を受けて国庫に納付しなければならない。

（実績報告）

第10条 この交付金の実績報告は、交付対象事業が完了した日から起算して1月を経過した日（前条の(1)により交付対象事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1月を経過した日）又は交付対象事業が完了した日の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに事業実績報告書（様式第5号）を大臣に提出して行わなければならない。

（交付金の額の確定及び返還）

第11条 大臣は、前条の実績報告書に基づき交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

（是正のための措置）

第12条 大臣は、本事業、基金の管理が適切に実施されていないと認めるときは、是正のための措置をとるべきことを事業者に命ずることができる。

（交付決定の取消し等）

第13条 大臣は、本事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次の次号のいずれかに該当する場合には、交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- 一 事業者が、適正化法、適正化法施行令その他の法令若しくは本要綱の規定に違反し、又はこれらに基づく指示等を受け、この指示等に従わない場合
- 二 事業者が、交付金を実施要領に定める事業以外の用途に使用した場合
- 三 事業者が、本事業又は基金の管理運営に関して、不正、怠慢その他不適當な行為をした場合
- 四 事業者が、本事業の指導監督を十分に行わない場合
- 五 前四号に掲げる場合のほか、交付決定後に生じた事情の変更等により、本事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 大臣は、前項の規定により交付決定の取消しを行った場合は、交付した交付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（その他）

第14条 特別の事情により、第6条、第7条及び第10条に定める手続によることができない場合には、あらかじめ大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

2 この要綱に定める事項については、必要が生じた場合に大臣が必要な変更を行うことができるものとする。

様式第1号（NPO等用）

番
平成 年 月 日
号

内閣総理大臣 殿

住 所
法 人 名
代 表 名
印

地域社会雇用創造事業交付金の交付申請について

標記について、次のとおり申請する。

1 交付金交付申請額 金 円

2 添付書類

- (1) 定款又は寄付行為（写）
- (2) 直近3年間の事業報告及び決算報告（又は事業計画及び収支予算）
- (3) 基金の管理・運用方法及び業務実施体制を明らかにした書類

様式第 1 号（地方公共団体用）

番
平成 年 月 日

内閣総理大臣 殿

住 所
地方公共団体の名称
その長の氏名 印

地域社会雇用創造事業交付金の交付申請について

標記について、次のとおり申請する。

- 1 交付金交付申請額 金 円
- 2 添付書類
 - (1) 都道府県の歳入歳出予算（見込）書の抄本
 - (2) 基金の管理・運用方法及び業務実施体制を明らかにした書類

様式第2号

番
平成 年 月 日

内閣総理大臣 殿

住 所
法人または地方公共団体の名称
代 表 名 印

地域社会雇用創造事業交付金の変更交付申請について

平成 年 月付 第 号をもって交付の決定を受けた平成21年度地域社会雇用創造事業交付金について、次のとおり変更したいので申請する。

1	交付金	追加交付 一部取消	申請額	金	円
		(変更後交付申請額		金	円)

2 変更を受けようとする理由

3 添付書類
基金管理状況を示した書類

地域社会雇用創造事業交付金交付決定通知書

代表者 殿

平成 年 月 日付第 号で申請のあった平成21年度地域社会雇用創造事業交付金交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の規定により、次のとおり交付することに決定したので、同法第8条の規定により通知する。

平成 年 月 日

大臣 印

1. 交付金の対象となる事業（以下「事業」という。）は、地域社会雇用創造事業交付金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第4条に規定する事業である。
2. 補助金の額は、次のとおりである。ただし、交付金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとする。

交 付 金 の 額 金 円

3. この交付金は、交付要綱第9条に掲げる事項を条件として交付するものである。
4. 事業に係る実績報告は、交付要綱第10条に定めるところにより行わなければならない。
5. この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、平成 年 月 日とする。

地域社会雇用創造事業交付金交付調書

法人または地方公共団体名 _____

(単位：円)

国		法人								備考
算出予算科目	交付決定額	歳入			歳出					
		科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち交付金相当額	支出済額	うち交付金相当額	

(注1)「法人(地方公共団体)」欄の「科目」欄は、歳入にあつては、款、項、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記載すること。

(注2)「予算現額」欄は、歳入にあつては、当初予算額、補正予算額の区分を、歳出にあつては当初予算額、補正予算額、予備費支出額流用増減額等の区分を明らかにして記載すること。

(注3)「備考」欄は、参考となるべき事項を記載すること。

番
平成 年 月 日
号

内閣総理大臣 殿

住 所
法人または地方公共団体名
代 表 名 印

地域社会雇用創造事業交付金の事業実績報告について

平成 年 月 日付 第 号をもって交付の決定を受けた平成21年度地域社会雇用創造事業交付金に係る事業の実績について、次のとおり報告する。

1. 交付金精算額 金 円

A 交付決定額		円
B 交付受入済額		円
C 差引過不足額 (A - B)		円

2. 添付書類
基金の払込み・保有の状況が分かる書類